確定拠出年金向け説明資料

DCグッドカンパニー（社会的責任投資）

投資信託協会分類：追加型投信／国内／株式

ESG分類
ESG投信です

本商品は元本確保型の商品ではありません

1．投資方針

■ファンドの目的

わが国の株式に投資を行い、中長期的にベンチマークであるTOPIX（東証株価指数）（配当込み）を上回る投資成果を目指します。

■ファンドの特色

①CSR（企業の社会的責任）を積極的に果たす企業に投資します。

●企業の社会的責任（CSR）を重視した投資手法により運用を行うSRI（社会的責任投資）ファンドです。
●CSRとは、企業が社会や環境と共存し、持続可能な成長を図るため、積極的に責任を果たしていくことをいいます。企業は利益を上げること（経済的責任）に加え「環境的責任」「社会的責任」「法的責任」（ESG*）を果たすことが求められています。
*ESG:「Environment（環境）」「Social（社会）」「Governance（企業統治）」の頭文字をとったもの。
●銘柄選定にあたっては、経済的責任に加えESGを投資対象選定の主要な要素としています。
●株式相場の下落の可能性が高いと判断した場合には、株式への実質的な投資比率を引き下げるよう努めます。

CSR（企業の社会的責任）を積極的に果たす企業の発掘のポイント
企業が持続的に利益を創出する上で
①事業活動において環境や社会に与える負荷に対して適切に対処すること
②環境や社会の課題解決に資する製品・サービスの提供に挑戦し、そして実現すること

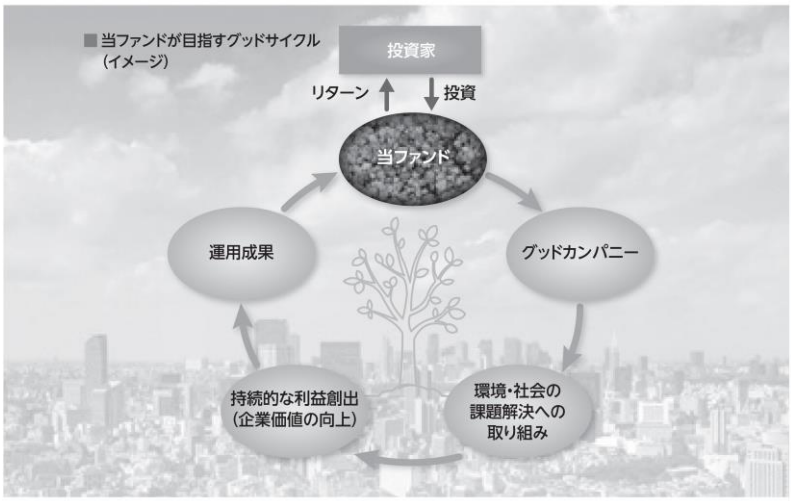

※グッドカンパニーとは、CSR（企業の社会的責任）を積極的に果たす企業です。
※上記は当ファンドが目指すグッドサイクルのイメージ図であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

■CSR:「企業の社会的責任」のことです。Corporate（企業の）Social（社会的）Responsibility（責任）の略語です。
■SRI:「社会的責任投資」のことです。Socially（社会的）Responsible（責任）Investment（投資）の略語です。

※資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、前記の運用ができない場合があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
■「DCグッドカンパニー（社会的責任投資）」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。
■当資料は、確定拠出年金法第24条及び関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。
■投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。従って、元本及び運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

DCグッドカンパニー（社会的責任投資）

投資信託協会分類：追加型投信／国内／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

ファンドのしくみ

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。

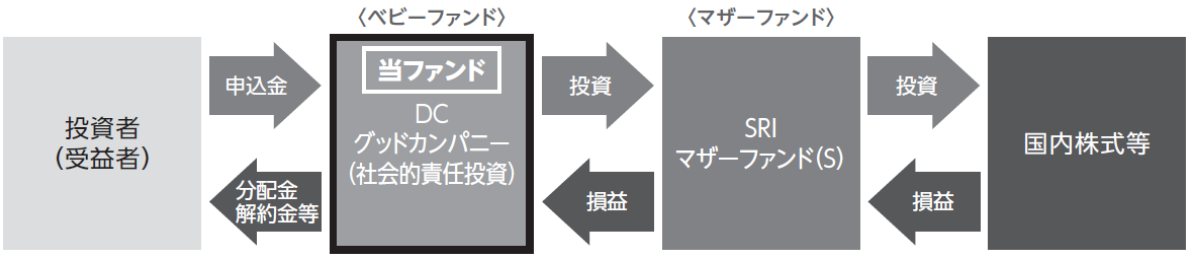

〈マザーファンドの概要〉

マザーファンド	主な投資対象・投資地域	運用の基本方針
SRI マザーファンド(S)	わが国の株式	この投資信託は、わが国の株式を主要投資対象とし、中長期的にベンチマークであるTOPIX（東証株価指数）（配当込み）※を上回る投資成果をめざします。

※「TOPIX（東証株価指数）」とは、株式会社JPX総研が算出、公表する指数で、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されます。「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した指数です。TOPIX（東証株価指数）（配当込み）（以下、「配当込みTOPIX」という。）の指数値及び配当込みTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など配当込みTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及び配当込みTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、配当込みTOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

②中長期的にベンチマークであるTOPIX（東証株価指数）（配当込み）を上回る投資成果を目指します。

③中長期にわたって安定的な成長が期待できる銘柄を選別します。

●CSR（企業の社会的責任）を「環境的責任」「社会的責任」「法的責任」（ESG）、そして「経済的責任」の4つの評価軸から多面的に評価します。
●ESG評価では、持続可能性に向けた重要な課題と考える12のESG評価項目を設定し、定量評価と定性評価を組み合わせてESGスコアを算出、セクター毎にスコアの高い銘柄を投資対象銘柄候補としています。

※資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、前記の運用ができない場合があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
■「DCグッドカンパニー（社会的責任投資）」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。
■当資料は、確定拠出年金法第24条及び関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。
■投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。従って、元本及び運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

DCグッドカンパニー（社会的責任投資）

投資信託協会分類：追加型投信／国内／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

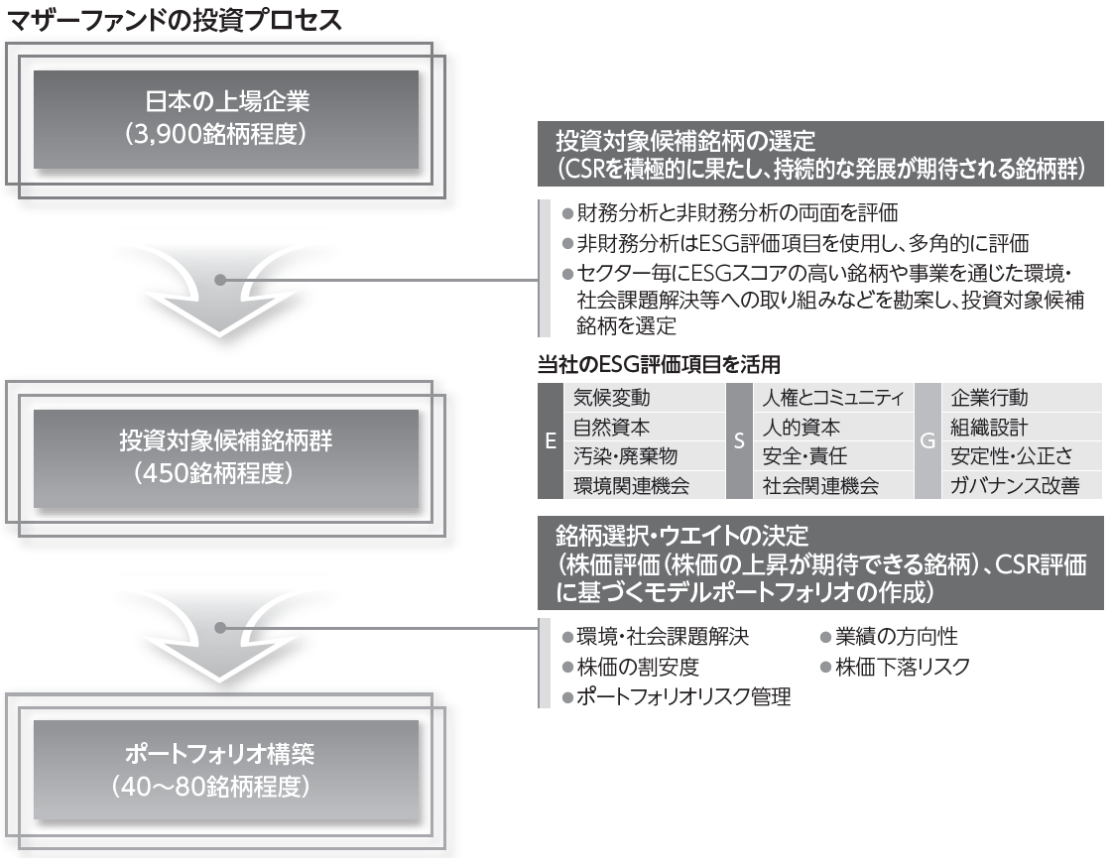

※このような銘柄選定はSRI（社会的責任投資）型といいます。
※上記プロセスは、今後変更となる場合があります。

※資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、前記の運用ができない場合があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
■「DCグッドカンパニー（社会的責任投資）」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。
■当資料は、確定拠出年金法第24条及び関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。
■投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。従って、元本及び運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

DCグッドカンパニー（社会的責任投資）

投資信託協会分類：追加型投信／国内／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

<ご参考情報>

(1)ESG投信の考え方

当社が設定・運用を行うファンドのうち、以下の3つの基準を全て満たすファンドをいい、運用にESGの観点を重点的に織り込むとともに、ESGに関する開示を充実させているファンドです。

当ファンドはESG投信の基準を満たしています。

項目	当社のESG投信の認定基準	当ファンドの取り組み
ESG投資手法の適用	ポートフォリオの特性に応じて適切なESG投資手法を用い、それを運用プロセスにおいて明示的かつ体系的に組み込んでいること。	運用プロセスにおいて以下のESG投資手法を組み込んでいます。 ①ESGインテグレーション：「ESGネガティブスクリーニング」「ESGポジティブスクリーニング」「ESGに関する情報のインテグレーション」 ②アクティブオーナーシップ：「エンゲージメント」「議決権行使」
ESG特性とその測定	ポートフォリオがESG特性を有し、そのESG特性が測定可能であること。	ポートフォリオとベンチマークのESG特性値（自社ESGスコア）を測定、比較します。
ESGに関する適切な開示	ESG特性の測定結果を含む当該ポートフォリオについて、ESGに関する適切な開示を行えること。	ベンチマーク対比でのポートフォリオの自社ESGスコアが優位であることを開示します。

※上記基準内容は、今後変更になる場合があります。

当ファンドとTOPIXの自社ESGスコアの分布

（2025年12月末現在）

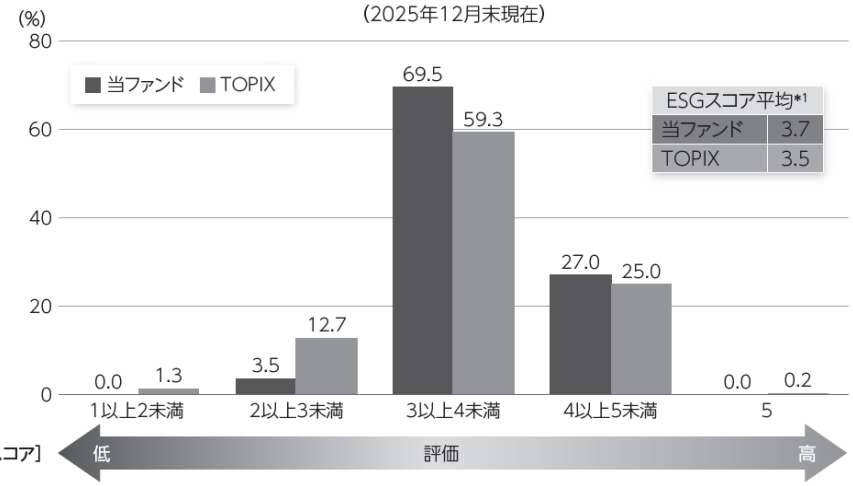

*1 ESGスコア平均とは、各銘柄に付与した当社独自のESGスコアを当ファンドおよびTOPIX*2の構成比率に基づき加重平均したもの。ESGスコア分布とは、各スコア評点の全体に占める割合（分布）を表したものです。

*2 TOPIXについては、自社ESGスコアを付与した銘柄だけを用いて算出。自社ESGスコアのTOPIXに対する付与率（カバー率）は時価総額ベースで98%以上を占めます。

※当ファンドは、マザーファンドベース、対現物株式構成比です。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
■「DCグッドカンパニー（社会的責任投資）」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。
■当資料は、確定拠出年金法第24条及び関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。
■投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。従って、元本及び運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

DCグッドカンパニー（社会的責任投資）

投資信託協会分類：追加型投信／国内／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

(2)投資対象選定の主要な要素となるESGの具体的な内容について

重要なESG課題を12項目からなる「ESGマテリアリティ」として特定しています。SDGsなどを考慮し、当社が行う投資先のESG評価、エンゲージメント活動や議決権行使判断などに反映しています。そしてこれらESG評価、及びエンゲージメント活動・議決権行使はいずれも当ファンドに活用、あるいは適用されています。

当社では投資先の価値向上や持続的成長を推進する上で重要であると考えるESG課題を12項目掲げ、定義を明確化しています。
ESGマテリアリティに基づいたESG評価を用いて、投資ユニバース等に対して自社ESGスコアを付与しています。

	E	S	G
リスク	気候変動	人権とコミュニティ	企業行動
	自然資本	人的資本	組織設計
	汚染・廃棄物	安全・責任	安定性・公正さ
機会	環境関連機会	社会関連機会	ガバナンス改善

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
■「DCグッドカンパニー（社会的責任投資）」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。
■当資料は、確定拠出年金法第24条及び関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。
■投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。従って、元本及び運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

DCグッドカンパニー（社会的責任投資）

投資信託協会分類：追加型投信／国内／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

(3)当社のスチュワードシップ活動

責任ある機関投資家として、投資リターンの最大化を目指します。スチュワードシップ活動は当ファンドのみならず当社の取り組みです。

当社は「責任ある機関投資家」として、エンゲージメント、議決権行使、投資の意思決定におけるESGの考慮を3つの柱としてスチュワードシップ活動を推進しています。投資先企業の企業価値向上に資するスチュワードシップ活動を行うことを通じ、お客さまからお預かりしている資産の中長期的な投資リターンの最大化を目指します。そして、その全ての基盤がフィデューシャリー・デューティーの実践です。当社は、スチュワードシップ活動に関する利益相反の適切な管理がフィデューシャリー・デューティーの向上につながると考え、利益相反管理を適切に行っております。

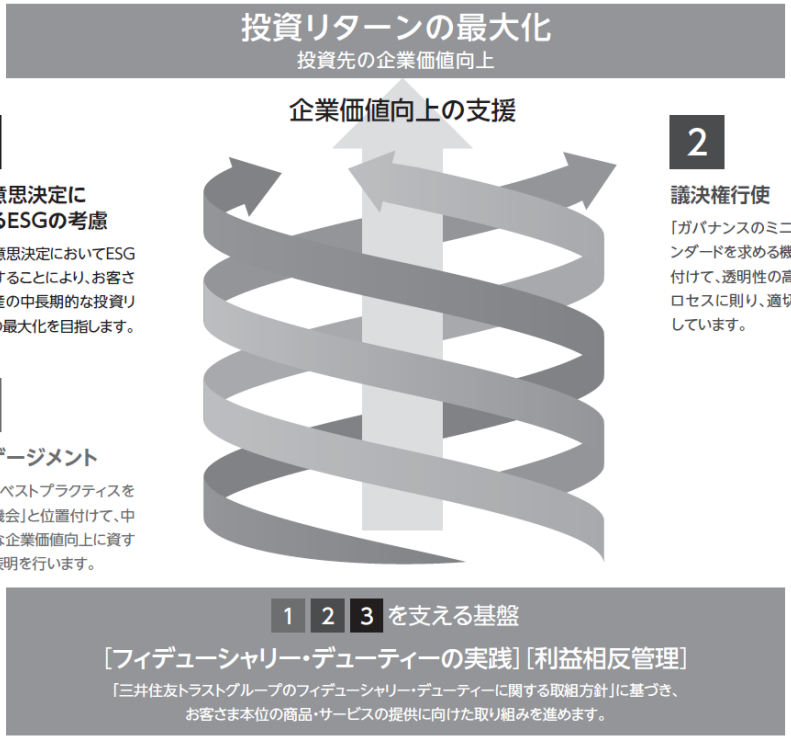

当社の責任ある機関投資家としての取り組みは
スマートフォンで左記コードを読み取るかアドレスを入力することで
ご確認いただけます。
https://www.smtam.jp/institutional/stewardship_initiatives/

(4)自社ESGスコアについて

自社ESGスコアは、顧客（受益者）の中長期的な投資リターン（投資収益）の最大化やダウンサイドリスクの抑制を目的として、国や企業等に対してESG課題が与える機会やリスクへの影響を分析し、投資家視点でESGの観点から付与する当社の投資評価指標です。
当社が重要と考えるESG課題（ESGマテリアリティ）を評価項目として、定量・定性の両面から総合的に評価し、1（最低）～5（最高）で表したもので、このスコアを使用して組み入れを検討します。

※上記内容は、今後変更になる場合があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
■「DCグッドカンパニー（社会的責任投資）」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。
■当資料は、確定拠出年金法第24条及び関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。
■投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。従って、元本及び運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

DCグッドカンパニー(社会的責任投資)

投資信託協会分類:追加型投信／国内／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

2. 主要投資対象

SRI マザーファンド(S)

3. 主な投資制限

・株式への実質投資割合には制限を設けません。
・外貨建資産への投資は行いません。

4. ベンチマーク

TOPIX(東証株価指数)(配当込み)

5. 信託設定日

2004年2月27日

6. 信託期間

無期限

7. 償還条項

次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させることができます。
・受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合
・ファンドを償還することが受益者のために有利であると認める場合
・やむを得ない事情が発生した場合

8. 決算日

毎年12月24日(休業日の場合は翌営業日)

9. 信託報酬

純資産総額に対して年率1.342%(税抜1.22%)を乗じて得た額
■内訳
委託会社:年率0.572% (税抜0.52%)
販売会社:年率0.682% (税抜0.62%)
受託会社:年率0.088% (税抜0.08%)

10. 信託報酬以外のコスト

有価証券の売買・保管、信託事務に係る諸費用等をその都度、監査費用等を日々、ファンドが負担します。これらの費用は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。
※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。

11. お申込単位

1円以上1円単位

12. お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13. お申込手数料

ありません。

14. ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15. 信託財産留保額

ありません。

16. 収益分配

年1回、毎決算時に原則として収益分配を行う方針です。
分配金は、自動的に再投資されます。

17. 申込不可日

金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、及びすでに受け付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。
また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
■「DCグッドカンパニー(社会的責任投資)」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。
■当資料は、確定拠出年金法第24条及び関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。
■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。従って、元本及び運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

DCグッドカンパニー(社会的責任投資)

投資信託協会分類:追加型投信/国内/株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

18. 課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

19. 損失の可能性

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

20. セーフティーネットの有無

投資信託は預貯金や保険契約とは異なり預金保険機構及び保険契約者保護機構等の保護の対象ではありません。また、証券会社以外でご購入いただいた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

21. 持分の計算方法

解約価額×保有口数
注:解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。

22. 委託会社

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
(信託財産の運用指図等を行います。)

23. 受託会社

三井住友信託銀行株式会社
(信託財産の保管・管理を行います。)

24. 基準価額の主な変動要因等

■株価変動リスク
株価は、発行者の業績、経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

■信用リスク
有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

■ESGの投資リスク
ファンドは、ESGを投資対象選定の主要な要素としており、ESG評価が相対的に高い企業の発行する有価証券を選別して組み入れます。
ESG評価と短期的な有価証券の値動きには必ずしも関連性があるわけではありません。また、ESG評価がファンドの収益源となる場合もありますが、損失が発生する要因となる場合もあります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

≪その他の留意点≫
●ファンドは、大量の換金申込が発生し短期間で換金代金を手当てする必要が生じた場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止、取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

●確定拠出年金制度の加入者等はファンドの受益者ではありませんが、当該加入者等がファンドのリスクを実質的に負うこととなります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
■「DCグッドカンパニー(社会的責任投資)」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。
■当資料は、確定拠出年金法第24条及び関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。
■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。従って、元本及び運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。